

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が管理する公式ホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする

(掲載基準)

第2条 掲載できる広告及び広告団体は、区民生活の向上及び地域福祉の向上に資するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は掲載することができない。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 誇大または虚偽のおそれのあるもの
- (4) 思想、信条、政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝に関するもの
- (5) 第三者を肖像権または著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (6) その他、掲載する広告として適当でないと協議会会長（以下「会長」という。）が定めるもの

(禁止表現)

第3条 広告における表現が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載することができない。

- (1) 協議会の情報と錯誤するおそれがある表現、画像を使用したもの
- (2) 誇大な表現及び根拠のない誤認をまねくような表現をしたもの
- (3) 射幸心をあおる表現をしたもの

(形式、規格等)

第4条 広告を掲載する形式、規格等については、以下のとおりとする。

- (1) 形式 バナー広告
- (2) 位置 公式ホームページトップページ内の協議会が定めた場所
- (3) 規格 サイズ 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
データ形式 GIF（アニメーション不可）もしくは JPEG
データ容量 20KB 以内

(期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1 か月を単位とし、一の掲載決定につき 12 か月を上限とする。

- 2 広告の掲載を開始する日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 3 広告の掲載を終了する日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 前項の規定に関わらず、会長が特に必要と認めるときは、掲載開始日及び掲載終了日を別に設定することができる。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は別表第1に定める。

- 2 一時に100万円以上の金品を寄附した会社または団体、その他会長が特に必要があると認める場合、掲載料を減免することができる。

(広告の募集、申請)

第7条 広告の募集は、協議会公式ホームページ、新宿社協だより「けやき」等において、原則として公募方式で行うものとする。ただし、特定の事業者や団体等に対して個別に掲載の依頼を行うことを防げない。

- 2 申込みは、広告掲載申請書に、次の各号の書類を添付し、掲載を希望する月の15日以上前に会長に提出しなければならない。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、申請受付を行わない。申請受付最終日が土曜日、日曜日又は祝日となる場合はその翌開所日までを受付期間とする。

- (1) 団体又は会社の事業概要
- (2) 広告案(第4条に定める規格に基づいたもの)

(決定)

第8条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、次の各号に掲げる要件について、申請内容を審査のうえ掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定通知を交付する。

- (1) 申請内容がこの要綱に適合していること
 - (2) 申請団体が広告掲載申請書の同意欄に署名していること
- 2 前項の場合において、申込みが掲載可能件数を越えたときは、次の各号の順位に従って決定する。また同一順位の場合は、申込みの早かったものを優先させるものとする。
 - (1) 協議会会員規程第3条に定める団体会員
 - (2) 区内に本社、支店、営業所、店舗等を有する事業者
 - (3) 前2号に掲げるもの以外の者

(掲載料の納入)

第9条 広告掲載団体は、会長が指定する期日までに、第6条に定める掲載料を一括して納入しなければならない。

(取り消し)

第10条 協議会は、掲載している広告が第2条及び第3条に定める事由に該当することが明らかになった場合は、掲載の決定を取り消し、速やかに掲載を中止するものとする。

2 協議会は、前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に定める期日までに掲載料の納付がされないとき
- (2) その他、会長が特に掲載の決定を取り消す必要があると認めたとき

(掲載料の返還)

第11条 既納の掲載料は返還しない。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、その一部または全部を返還することができる。

(広告掲載団体の責任)

第12条 広告掲載団体は、掲載した広告の内容及びリンク先ページに関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

掲載期間	掲載料 (団体会員)	掲載料 (非会員)
1 か月	4,000 円	6,000 円
6 か月	21,600 円	32,400 円
12 か月	38,400 円	57,600 円